

1 8歳までのお子さまをもつご家庭へ

子育て世帯物価高騰 対策支援金のご案内

1 8歳までの子どもを養育する子育て世帯に対し
「子育て世帯物価高騰対策支援金」を支給します。

1. 支給対象者

次のいずれかに該当する方

- 令和5年11月1日現在で徳島市に住民票がある方のうち、
- (1) 1 8歳までの子ども（平成17年4月2日から令和5年11月1日までに生まれた子ども）を養育している方
 - (2) 徳島市に妊娠届を提出した、出産予定日が令和6年4月1日までの妊婦

2. 支給額

子ども1人当たり **1万円**

- 支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 「子育て世帯物価高騰対策支援金」コールセンター（※令和6年3月28日まで）
088-676-2650（受付時間:平日8:30~17:00）

■ 申請窓口 徳島市役所1階 国際親善コーナー 専用窓口
（※令和5年11月24日から令和6年3月15日まで）
（受付時間:平日8:30~17:00）

※ ただし、年末年始(令和5年12月29日~令和6年1月3日)は休業期間

徳島市

3. 支援金の支給手続き

1. 申請不要の方へ令和5年11月下旬に事業案内はがきを送付します。
2. 申請が必要な方へは令和5年11月下旬に申請書を送付します。

支給対象者		申請の要否
18歳までの子どもを養育している	(1) 徳島市から令和5年9月分の児童手当を受給している方（(2)に該当して児童手当の支給事由が消滅した方を除く）	不要
	(2) 令和5年9月1日以降同年11月1日までに徳島市に児童手当の受給者変更の届出があった方については、変更後の受給者の方	不要
	(3) (1)、(2)以外の方（①職場から児童手当を受給している公務員、②令和5年9月以降に生まれた子ども、③児童手当を受給しているきょうだいがいない高校生など）は、 申請が必要 です。	必要
妊婦	(4) 出産予定日が令和6年4月1日までの方	必要

【ご注意ください】

- ※ 支援金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書をご提出ください。
- ※ 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、支援金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

4. 支援金の申請方法

- ▶ 申請期限：令和6年3月15日（金）（消印有効）
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**郵送**または**直接、市役所1階国際親善コーナー専用窓口**へご提出ください。
- ▶ 支援金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯物価高騰対策支援金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに徳島市（の職員）をかたった不審な電話や郵便があった場合は、すぐに徳島市や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。